

早稲田佐賀中学校・高等学校 第2グラウンド & 弓道場 整備工事の寄付のお願い

ご挨拶

早稲田佐賀中学校・高等学校は、2010年4月の開校以来、「学問の独立」「進取の精神」「地球市民の育成」を建学の精神とし、確かな学力と豊かな人間性を兼ね備えたグローバルリーダーの育成を目指してまいりました。現在、開校10周年を経て着実に歴史を刻み成長・発展し続けています。



理事長・校長 渡邉 義浩

今後の本校の発展のためには、新たな教育環境整備が必要と考えております。 そのためには相当額の資金が必要であり、皆様のご理解と格別のご支援をお願い する次第です。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、上記趣意に賛同いただき、皆様の ご協力とご寄付を賜りますよう心からお願い申し上げます。

寄付の使い道

皆様からのご寄付は、早稲田佐賀中学校・高等学校の第2グラウンド、弓道場整備に活用いたします。この施設は主に本校の部活動生、寮生の活動場所として利用いたしますが、青少年育成の社会貢献の一環として市民への開放も予定しております。

寄付金募集要項

1.名称 早稲田佐賀第2グラウンド及び弓道場整備工事寄付金

2.募集対象 個人及び法人の皆様

3.募集金額 個人の方:1口1万円(1口以上) 法人の方:1口10万円(1口以上)

4.目標金額 2億円

5.募集期間 2025年3月31日まで

6.お申込方法 所定の「寄付申込書」に必要事項を記入し、本学園の事務局までお送りください。

「寄付申込書」は本学園のHPからダウンロードできます。

本学園HP QRコード:

なお、以下のメールアドレスに「寄付申込書」を添付していただいても構いません。 寄付専用メールアドレス kifu@wasedasaga.jp

7.振込口座 三井住友銀行 佐賀支店 普通預金 1086697

ガク) オオクマキネンワセダサガガクエン

学校法人大隈記念早稲田佐賀学園

8.寄付者銘板 多額の寄付を賜りました方々のご芳名を本校内設置の寄付者銘板に刻み、

永く顕彰させていただきます。

| 法人 | | 個人 | |
|--------|--------------|--------|--------------|
| 名誉称号種別 | 対象となる寄付の累計金額 | 名誉称号種別 | 対象となる寄付の累計金額 |
| 寄付者 | 100万円以上 | 寄付者 | 50万円以上 |
| 校賓 | 1000万円以上 | 名誉校友 | 100万円以上 |
| | | 校賓 | 1000万円以上 |



税金の優遇措置について

○個人の場合

- (1)本学園は「特定公益増進法人」及び「税額控除対象法人」の指定を受けており、本学園 に対する寄付金は所得税の優遇措置を受けることができます。下記のいずれかの方法を選 択し、確定申告してください。
- ①所得控除(特定公益増進法人であることの証明書(写し)が必要)

寄付金控除額=その年に支出した特定寄付金の額の合計額-2,000円

寄付金控除額がその年の所得金額から控除され、所得税が計算されます。

注:特定寄付金の額は所得金額の40%が限度

②税額控除(税額控除に係る証明書(写し)が必要)

税額控除額=(寄付金額-2,000円)×40%

税額控除額がその年の所得税額から直接控除され、所得税が計算されます。

注:控除対象額は所得税額の25%が限度

(2) 寄付金控除を受けるための手続き

本学園から送付する「特定公益増進法人であることの証明書(写し)」又は「税額控除に係る証明書(写し)」と「寄付金領収書」を添付して所轄税務署に確定申告してください。

○法人の場合

- (1) 法人からの寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたっては「特定公益増進法人制度」、および「受配者指定寄付金制度」の2種類があります。
- (2) 損金算入の手続き

受配者指定寄付金制度(寄付金の全額を損金に算入できる)を希望される場合、別途提出していただく書類がありますので、事前にご相談ください。

※寄付金支払日が会社の決算月となる場合

本学園から事業団への寄付金送金手続きが会社の事業年度を過ぎると、その年度の損金算入が 認められなくなりますので、寄付金振込日が決算月となる場合は事前にご相談ください。 損金算入等の具体的な手続きにつきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。

(3) 寄付金の税控除については日本私立学校振興・共済事業団のHPよりご確認ください。

日本私立学校振興・共済事業団 HP QRコード:

